

JIS

両歯面かみ合い試験機の評価方法及び受入検査

JIS B 1761 : 2022

(JGMA/JSA)

令和 4 年 3 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	松橋 隆治	東京大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本歯車工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-1871)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 記号	4
5 検査用基準器の測定	5
5.1 一般	5
5.2 両歯面かみ合い試験機	5
5.3 測定項目	5
5.4 測定環境	5
5.5 検査用基準器	6
5.6 測定力	8
5.7 測定位置	8
5.8 測定データ	9
6 両歯面かみ合い試験機の測定精度評価	9
6.1 両歯面 1 ピッチかみ合い偏差測定誤差	9
6.2 両歯面全かみ合い偏差測定誤差	9
6.3 両歯面かみ合い中心距離測定誤差	9
7 試験報告書	10
8 受入検査	10
8.1 検査用基準器の選択	10
8.2 検査方法	10
8.3 検査結果の求め方	10
8.4 両歯面かみ合い試験機の仕様との適合	11
8.5 適用事例	11
附属書 A (参考) 円筒 1 とディスクとを一体で製作しない場合のディスクを用いた 両歯面かみ合い中心距離基準器	13
附属書 B (参考) 適合判定における不確かさの扱い	14
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本歯車工業会（JGMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

両歯面かみ合い試験機の評価方法及び受入検査

Evaluation and acceptance tests for double flank tester

1 適用範囲

この規格は、インボリュート円筒歯車対の両歯面かみ合い偏差及び両歯面かみ合い中心距離を検査する両歯面かみ合い試験機の測定精度を、検査用基準器を用いて評価する方法について規定する。また、この規格は、両歯面かみ合い試験機の性能が、両歯面かみ合い試験機の仕様に適合するかどうかを、検査用基準器を用いて検証するための受入検査についても規定する。

この規格は、両歯面かみ合い試験機の性能を定期的に検証するための定期検査にも使用することが可能である。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1702-2 円筒歯車—精度等級—第2部：両歯面かみ合い偏差の定義及び許容値

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS B 1702-2**による。

3.1

両歯面かみ合い試験機

親歯車及び被検査歯車をばね荷重によって押し付けることで、バックラッシなしで両歯面かみ合いさせたときの中心距離の変化を測定する試験機

3.2

両歯面かみ合い中心距離

両歯面かみ合い試験機で、バックラッシなしでかみ合わせている歯車対の瞬間的な中心距離

注釈1 図1参照。

3.3

個別両歯面1ピッチかみ合い偏差

かみ合いの数だけ存在する個々の1ピッチ内における中心距離の最大変化量

注釈1 全てのかみ合い数の個別両歯面1ピッチかみ合い偏差の最大値が、両歯面1ピッチかみ合い偏差となる。